



報道関係者 各位

令和3年5月27日（木）

【照会先】

愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課

課長 室谷 泰史

課長補佐 中村 和樹

（代表電話）052（219）5503

内線 550、551

労働保険の年度更新及び電子申請の利用促進について

～申告・納付は6月1日（火）から7月12日（月）まで～

労働保険（労災保険、雇用保険）の年度更新が始まります。労働保険は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として保険料を算定し、事業主等は労働保険料の申告・納付の手続きを6月1日から7月12日までの間に行っていただく必要があります。これが「労働保険の年度更新」です。この労働保険の保険料は、労災保険及び雇用保険の各種保険給付に使われるだけでなく、企業負担分の雇用保険料は、雇用を維持するための「雇用調整助成金」に運用されています。

厚生労働省では「労働保険の年度更新」に合わせて、労働保険関係手続における電子申請の利用促進に努めています。

**事業主の利便性、受付窓口の混雑緩和、新型コロナウイルス感染防止の観点から
電子申請の利用を！**

是非ともご検討いただきますようお願いいたします。

今般、電子申請・電子納付普及促進事業の一環として、電子申請未利用事業場に対して電子申請システムに係る初期設定等の訪問アドバイザー事業を委託事業として実施します。訪問アドバイザーが電子申請未利用事業場を訪問し、電子申請の初期設定や労働保険関係手続の電子申請の実演等を行います。申し込みは先着順で、厚生労働省HP、WEB広告、リーフレットから参加申し込みが可能です。

また、電子申請・電子納付のオンラインセミナーを予定しています。詳細は決定次第、厚生労働省HPにてお知らせする予定です。

《委託事業の概要》

※訪問予定数：1万件（全国）

※訪問開始時期：6月以降を予定

※委託事業者名：キムラユニティー株式会社

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（火）～7月12日（月）です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。
年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けて
おりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター
(0800-555-6780)(開設期間は令和3年5月31日(月)から7月16日(金)まで。
通話料無料。)までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申
告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご
覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働保険に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請は「e-Gov」

(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。



○労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

○労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安心して 働きたい!



令和
3年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

6/1_火～7/12_月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

この時代、電子申請は、 新しい働き方のひとつですよ。



これから働くための、デジタル新作战。

労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじゃ。

大量の申請書類への記入は大変ですよ。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込め、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。

申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。



労働
保険

厚生労働省委託事業

お急ぎください！
先着順！

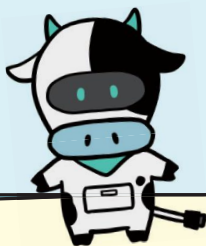
電子申請未利用事業場 訪問アドバイザー事業のご案内

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

POINT
01

いつでもどこでも
手続可能！

- 労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。密も回避できます。
- 窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
- 窓口受付時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

POINT
02

簡単・スピーディに
申請！

- 大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
- 前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば次年度からは変更と修正だけ！
- 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

POINT
03

ムダな時間や
コストも削減！

- 申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
- GビズIDや電子証明付きマイナンバーカードを使うと、電子証明書取得費用はかかりません。



よく分からない方はアドバイザーが直接訪問し、お手伝いします！

訪問期間

2022年2月末まで

所要時間

30分～1時間30分

料金

無料

電子申請活用
セミナーもやってるよ！
詳しくは専用サイトから!!

申込は裏面へ▶

準備いただくもの

初期設定をご希望の場合はパソコンとインターネット環境が必要です。
マイナンバーカードによる申請方法の実演をご希望の場合は、ICカードリーダーが別途必要になります。
※新型コロナウイルス感染症対策として、訪問アドバイザーは当日検温して平熱であることを確認し、マスクを着用してお伺いします。

スマートフォン



右のQRコードを
スマートフォンで
読み取って
ご確認ください！



パソコン

下記のアドレスへアクセスください。
<https://denshi-shinsei.support>



受託会社：キムラユニティー株式会社

事務局問い合わせ先：mail@denshi-shinsei.support

ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



FAXでお申し込みの場合は、
下記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。

FAX.052-913-3220



労働保険電子申請アドバイザー事業 参加申込書

フリガナ			
事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒 -		

●必要事項をご記入ください

該当する選択肢を
○で囲んでください

有

無



訪問アドバイザー申し込み



直接来てもらって
相談したい

希望	訪問アドバイザーを希望する		
希望訪問日	月	日(	曜日)
電子申請 概要説明	希望	不要	
電子申請 (e-Gov) 初期設定	希望	不要	
電子証明書	有	無	わからない
貴社の顧問 社会保険労務士 同席	有	無	

※御社の業務使用パソコンの環境により、初期設定ができない場合がありますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

オンラインセミナー申し込み



どのような事が
とりあえず一度
聞いてみたい

希望	オンラインセミナーを 希望する		
参加希望日	月	日(	曜日)
個別に 相談したい ことがあるか	有	無	

後日、受付完了の
メールが届きます



※個別相談とは、電子申請導入に関する疑問点を専門家へ直接相談できるものです。
(先着順、事前予約制、15分以内)

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

<https://denshi-shinsei.support>



FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。

FAX.052-913-3220

